



Title	春秋經傳集解譯稿續篇（六）：襄公二十二年～二十四年
Author(s)	岩本, 憲司
Citation	中国研究集刊. 2003, 34, p. 101-138
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61237
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿續篇（六）

——襄公二十二年～二十四年

岩 本 憲 司

〔襄公二十二年〕

經二十有二年春王正月公至自會

⑭傳はない。

經夏四月

經秋七月辛酉叔老卒

⑮傳はない。子叔齊子である。

⑯十四年の傳文に「於是子叔齊子爲季武子介以會」とあり、注に「齊子 叔老字也」とある。

經冬公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾

子于沙隨 公至自會

⑰傳はない。

經楚殺其大夫公子追舒

⑱名を書いているのは、小人をかわいがって、馬をたくさんむさぼらせ、國の惱みのたねとなった、からである。

⑲下の傳文に「楚觀起有寵於令尹子南 未益祿而有馬數十乘 楚人患之（中略）王遂殺子南於朝 輓觀起於四竟」とある。また、十五年の傳文「公子追舒爲箴尹」の注に

「追舒 莊王子子南」とある。なお、文公七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とある。

⑳二十二年春臧武仲如晉

㉑公が何度も晉侯と外で會し、今ここで、それぞれがひき

かえそうとしていた時に、魯の留守居の卿が、武仲を派遣して、公のために不行届を陳謝させたから、(經に)書いていないのである。

附疏に「經書正月公至自會 則武仲初發 公仍未至 傳言

武仲如晉 正爲御叔傲使 不論聘晉之意 故杜原公之未歸而遣使 使又不書於經 知是魯之守臣使適晉也 二十六年鄭伯朝晉而歸 使公孫夏謝不敏 知此亦是爲公謝不敏 非公命 故不書也」とある。なお、異説として、疏に「服虔云 武仲非卿 故不書」とある。

傳雨 過御叔 御叔在其邑 將飲酒

④「御叔」は、魯の御邑の大夫である。

傳曰 焉用聖人

⑤武仲は知識が豊富で、當時の人は彼を「聖」とよんでいた。

附『書』洪範に「睿作聖」とあり、僞孔傳に「於事無不通

謂之聖」とあるのを参照。また、『周禮』大司徒「以鄉三物教萬民而實興之 一曰六德 知仁聖義忠和」の注に「聖 通而先識」とあるのを参照。また、『論語』憲問に「若臧武仲之知」とあるのを参照。また、『孔子家語』顏回に「武仲世稱聖人」とあるのを参照。

なお、『周禮』大司徒の疏に引く何休『左氏膏肓』に「説

左氏傳者曰 春秋之志 非聖人孰能脩之 言天子聖人

乃能脩之 御叔謂臧武仲爲聖人 是非獨孔子」とあり、

鄭玄『箴左氏膏肓』に「武仲者 述聖人之道 魯人稱之曰聖 今使如晉 過御叔 御叔不説學 見武仲而雨行

傲之云焉用聖人爲 左氏傳載之者 非御叔不説學 不謂

武仲聖與孔子同」とある。

傳我將飲酒 而已雨行 何以聖爲 穆叔聞之 曰 不可使也 而傲使人

⑥「不可使也」とは、御叔は四方への使者の任に堪えない、ということである。

附『會箋』に「我將飲酒句 而已雨行 己謂武仲也 或讀

己爲以音 上屬爲句 非」とあるのを参照。

傳國之蠹也 令倍其賦

⑦昔は、國邑を家(采地)としていたから、賦税を重くすることを罰したのである。傳は、穆叔がよく教えを適用したことを言っているのである。

附『周禮』夏官の序官「家司馬」の注に「家 卿大夫采地」

とあるのを参照。また、同司勳に「凡頒賞地 參之一食」とあり、注に「女謂賞地之稅 參分計稅 王食其一也

二全入於臣」とあるのを参照。

なお、注の「家有國邑」の「有」は、諸本及び疏に従って、「其」に改める。

㊦夏晉人徵朝于鄭

㊧鄭を呼んで朝見させようとしたのである。

㊨宣公十七年の傳文「春晉侯使郤克徵會于齊」の注に「徵

召也」とある。なお、その附を参照。

㊩鄭人使少正公孫僑對

㊪「少正」は、鄭の卿官である。「公孫僑」は、子産である。

附十九年の傳文に「鄭人使子展當國 子西聽政 立子産爲

卿」とある。なお、『國語』晉語八「僑聞之」の章注に

「僑 子産名」とあるのを参照。

㊫曰 在晉先君悼公九年 我寡君於是即位

㊬魯の襄公八年である。

附八年に「夏葬鄭僖公」とある。

㊭即位八月

㊮即位した年の八月である。

㊯而我先大夫子駟從寡君以朝于執事 執事不禮於寡君

㊰「執事に朝した」と言っているのは、へりくだって、晉

侯を指斥することをしなかったのである。

附僖公二十六年の傳文「使下臣犒執事」の注に「言執事

不敢斥尊」とある。なお、その附を参照。

㊱寡君懼 因是行也 我二年六月朝于楚

㊲晉に朝しても禮遇されなかったことで、楚に朝する氣持

が起きた、ということである。

㊳晉是以有戲之役

㊴九年にある。

附九年に「冬公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯

小邾子齊世子光伐鄭 十有二月己亥同盟于戲」とある。

㊵楚人猶競 而申禮於敝邑 敝邑欲從執事 而懼爲大尤

曰 晉其謂我不共有禮 是以不敢攜貳於楚 我四年三月

先大夫子驕又從寡君以觀釁於楚

㊶實際には、朝したのであり、「すきをうかがった」と言

っているのは、かざり言葉（外交辭令）である。楚に往

つて様子をうかがい、離叛できるかどうかを確かめよう

とした、ということである。

㊷晉於是平有蕭魚之役

㊸十一年にある。

附十一年に「公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子

薛伯杞伯小邾子伐鄭 會于蕭魚」とある。

㊹謂我敝邑 邇在晉國 譬諸草木 吾臭味也

㊺晉と鄭は同姓だからである。

附八年の傳文「今譬於草木 寡君在君 君之臭味也」の注

に「言同類」とある。

㊻而何敢差池

㊼「差池」とは、齊一でないということである。

附『詩』邶風〈燕燕〉の第一章に「燕燕于飛 差池其羽」とあり、第二章に「燕燕于飛 頡之頡之（毛傳 飛而上曰頡 飛而下曰頡）」とあり、第三章に「燕燕于飛 下上其音」とあるのを参照。

傳楚亦不競 寡君盡其土實

④（土實）とは、土地の産物である。

附十一年の傳文に「鄭人賂晉侯以師惲師觸師觸 廣車軛車淳十五乘 甲兵備 凡兵車百乘」とある。

傳重之以宗器

④（宗器）とは、宗廟（祭祀）・禮樂の器で、鍾磬の類である。

附十一年の傳文に「鄭人賂晉侯以（中略）歌鍾二肆 及其鐘磬 女樂二八」とある。また、二十五年の傳文「賂晉侯以宗器樂器」の注に「宗器 祭祀之器 樂器 鍾磬之屬」とある。なお、『國語』晉語八「其宮不備其宗器」の章注に「宗器 祭器」とあるのを参照。

傳以受齊盟

④「齊」は、同である。

附成公十一年の傳文「齊盟 所以質信也」の注に「齊 一心」とある。なお、その附を参照。

傳遂帥羣臣隨于執事 以會歲終

④朝正したのである。

附文公四年の傳文に「昔諸侯朝正於王」とあり、注に「朝而受政教也」とある。なお、同年の傳文に「曹伯如晉會正」とあり、注に「會受貢賦之政也」とある。

傳貳於楚者 子侯石孟 歸而討之

④「石孟」は、石彘である。

附異説として、齊召南『春秋左傳注疏考證』に「按石彘與良霄以十一年如楚 爲楚所執 傳在會蕭魚之前 至十三年冬 楚人始歸良霄于鄭 石彘之計也 此傳言歸而討之 似蕭魚會後鄭即朝晉 十二年春歸國即討子侯石孟 石孟似又是一人 非石彘也 必以石彘實石孟 則所謂子侯者又何人乎」とある。

傳溟梁之明年

④「溟梁」は、十六年にある。

附十六年に「三月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于溟梁」とある。

傳子蟜老矣 公孫夏從寡君以朝于君 見於嘗酎

④かさねてかました（純度の高い）新酒を「酎」という。

新酒を（宗廟に）すすめるのを「嘗酎」という。

附『禮記』月令孟夏「是月也 天子飲酎用禮樂」の注に「酎之言 醇也 謂重釀之酒也 春酒至此始成 與羣臣以禮樂飲之於朝 正尊卑也」とあるのを参照。また、『説文』に「酎 三重醇酒也」とあるのを参照。なお、桓公五年

の傳文「始殺而嘗」の注に「建酉之月 陰氣始殺 嘉穀始熟 故薦嘗於宗廟」とある。

傳與執燔焉

④祭祀を助けた（からである）。

附成公十三年の傳文に「祀有執燔」とあり、注に「燔 祭肉」とある。

傳閏二年 閏君將靖東夏

④二十年の澶淵の盟をいう。

附二十一年に「夏六月庚申公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子盟于澶淵」とある。

傳四月又朝以聽事期

④澶淵の二箇月前に、（晉に）往って朝見し、會の期日を聽いた。

傳不朝之間 無歲不聘 無役不從 以大國政令之無常 國家罷病 不虞荐至

④「荐」は、仍（かさねて、しばしば）である。

附昭公十八年の傳文「荐爲敵邑不利」の注に「荐 重也」とあり、定公四年の傳文「以荐食上國」の注に「荐 數也」とある。なお、『國語』周語下「晉仍無道而鮮胄」の韋注に「仍 數也」とあり、同晉語四「晉仍無道」の韋注に「仍 重也」とあるのを参照。

傳無日不惕 豈敢忘職

④「惕」は、懼（おそれる）である。

附『國語』周語下「是以爲之日惕」の韋注に「惕 懼也」とあるのを参照。なお、定公六年の傳文に「楚國大惕 懼亡」とある。

傳大國若安定之 其朝夕在庭 何辱命焉

④呼びに来るまでもなく、自主的に出向く、ということである。

傳若不恤其患 而以爲口實

④「口實」とは、口先だけ、ということである。

附異説として、疏に「服虔云 口實謂譴讓也」とある。

傳其無乃不堪任命而翦爲仇讎

④「翦」は、削である。けつりとられて、命に堪えられなければ、仇讎となる、ということである。

附注の「翦 削也」については、十四年の傳文「母是翦棄」等の注に、同文がみえる。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「詩召南 勿翦勿敗 毛傳 翦 去也（中略）」

此翦亦當訓去」とある。

傳敵邑是懼 其敢忘君命 委諸執事 執事實重圖之

④傳は、子産の言葉に理があつたから、大國の討を免れた、ということを行っているのである。

傳秋樂盈自楚適齊 晏平仲言於齊侯曰 商任之會 受命於

晉

④ 樂氏を禁錮せよ〔樂盈の仕官の途をふさげ〕、という命を受けた。

⑤ 二十一年の傳文に「會於商任 錮樂氏也」とあり、注に

「禁錮樂盈 使諸侯不得受」とある。なお、その嗣を參照。

⑥ 今納樂氏 將安用之 小所以事大 信也 失信 不立

君其圖之 弗聽 退告陳文子曰 君人執信 臣人執共

忠信篤敬 上下同之 天之道也 君自棄也 弗能久矣

⑦ 二十五年の、齊がその君光を弑したこと、のために傳したのである。

⑧ 二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とある。

⑨ 九月鄭公孫黑肱有疾 歸邑于公

⑩ 「黑肱」は、子張である。

⑪ 十八年の傳文に「於是子蟠伯有子張從鄭伯伐齊」とあり、

注に「子張 公孫黑肱」とある。

⑫ 召室老宗人立段

⑬ 「段」は、子石で、黑肱の子である。

⑭ 二十七年の傳文に「子展伯有子西子產子大叔二子石從」

とあり、注に「二子石 印段公孫段」とある。

⑮ 而使黜官薄祭

⑯ 「黜官」とは、役目をあまり引き受けない、ということである。

⑰ 嗣異説として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「黜官者 減省其家臣 若室老士之類 與薄祭文相對 非謂黜段之受職也」とある。

⑱ 祭以特羊 殷以少牢

⑲ (一等級下げて) 四時の祀には(少牢ではなくて)羊だけを用い、三年の盛祭には(大牢ではなくて)羊・豕を用いる、ということである。「殷」は、盛である。

⑳ 桓公六年の傳文「接以大牢」の注に「大牢 牛羊豕也」とある。なお、桓公八年の公羊傳文「冬曰烝」の何注に

「禮 天子諸侯卿大夫 牛羊豕凡三牲 曰大牢 天子元士諸侯之卿大夫 羊豕凡二牲 曰少牢 諸侯之士 特豕」とあるのを參照。また、『國語』楚語下に「大夫舉

以特性 祀以少牢」とあり、韋注に「少牢 羊豕 特性豕也」とあるのを參照。

㉑ 注の「殷 盛也」については、成公十六年の傳文「日方事之殷也」の注に、同文がみえる。なお、その嗣を參照。

㉒ 團足以共祀 盡歸其餘邑 曰 吾聞之 生於亂世 貴而能貧 民無求焉 可以後亡 敬共事君與二三子 生在敬戒 不在富也 己巳伯張卒 君子曰 善戒 詩曰 慎爾侯

團足以共祀 盡歸其餘邑 曰 吾聞之 生於亂世 貴而能貧 民無求焉 可以後亡 敬共事君與二三子 生在敬戒 不在富也 己巳伯張卒 君子曰 善戒 詩曰 慎爾侯

團足以共祀 盡歸其餘邑 曰 吾聞之 生於亂世 貴而能貧 民無求焉 可以後亡 敬共事君與二三子 生在敬戒 不在富也 己巳伯張卒 君子曰 善戒 詩曰 慎爾侯

度 用戒不虞 鄭子張其有焉

④「詩」は、大雅（抑）である。「侯」は、維（この）である。..法度を慎み、未然の事態にそなえる」という點に意義を取ったのである。

附注の「侯 維也」については、『詩』小雅（六月）「侯誰在矣」の毛傳に「侯 維也」とあるのを参照。

團 冬會于沙隨 復錮欒氏也

④晉は、欒盈が齊にすることを知ったから、また禁錮しようとした（仕官の途をふさぐ）としたのである。

團 二十一年の傳文に「會於商任 錮欒氏也」とあり、注に「禁錮欒盈 使諸侯不得受」とある。

團 欒盈猶在齊 晏子曰 禍將作矣 齊將伐晉 不可以不懼
④ 明年の、齊が晉を伐ったこと、のために傳したのである。

團 二十三年に「秋齊侯伐衛 遂伐晉」とある。

團 楚觀起有寵於令尹子南 未益祿而有馬數十乘

④ 子南が、觀起をえこひいきし、富裕にさせた、ということである。

團 楚人患之 王將討焉 子南之子棄疾爲王御士

④（「王御士」とは）王の車を御する者である。
團 異説として、王引之『經義述聞』に「御 侍也 御士蓋

侍從之臣 若周官御僕御庶子之屬 非謂御車者也 僖二

十四年傳 頽叔桃子遂奉大叔 以狄師攻王 王御士將禦之 杜彼注曰 周禮 王之御士十二人 是其證」とある。

團 王每見之 必泣 棄疾曰 君三泣臣矣 敢問誰之罪也

王曰 令尹之不能 爾所知也 國將討焉 爾其居乎
④ とどまって自分に仕えてくれるかどうかをたづねたのである。

團 對曰 父戮子居 君焉用之 洩命重刑 臣亦不爲

④ 君の命をもらすのは、重罪である。
團 異説として、安井衡『左傳輯釋』に「言己若洩命 益重父刑 故不爲也」とある。

團 王遂殺子南於朝 輶觀起於四竟

④ 「輶」とは、車裂きにして、布告したのである。
附 桓公十八年の傳文「輶高渠彌」の注に「車裂曰輶」とある。なお、『漢書』陳勝傳に「車裂留以徇」とあるのを

参照。

團 子南之臣謂棄疾 請徙子尸於朝

④ 命を犯して奪い取って殯（かりもがり）しようとした。
附 文公十五年の傳文に「取而殯之」とある。

團 曰 君臣有禮 唯二三子

④ 命を犯して尸（しかばね）を移そうとはしなかった。
團 三曰 棄疾請尸 王許之 既葬 其徒曰 行乎

㊦「行」は、去である。

㊦傳公五年の傳文「宮之奇以其族行」等の注に、同文がみえる。

傳曰 吾與殺吾父 行將焉入 曰 然則臣王乎 曰 棄父事讎 吾弗忍也

㊦事態としては讎であるが、現實には君であるから、讎といつても、報復することは出来ない。

傳遂縊而死

㊦傳は、康王が、人の子とその父（の殺戮）を謀り、君臣の義を失した、ことを譏っているのである。

傳復使蓮子馮爲令尹 公子駒爲司馬 屈建爲莫敖

㊦「屈建」は、子木である。

附二十五年の傳文に「楚蓮子馮卒 屈建爲令尹（中略）楚令尹子木伐之」とある。なお、『國語』楚語上「屈建命去之」の韋注に「建 屈到之子子木也」とあるのを参照。

傳有寵於蓮子者八人 皆無祿而多馬 他曰朝 與申叔豫言 弗應而退 從之 入於人中

㊦申叔は、蓮子を避け、ともに語ろうとしなかった。

傳又從之 遂歸 退朝 見之

㊦蓮子は、申叔の家まで行って、彼にあった。

傳曰 子三困我於朝 吾懼 不敢不見 吾過 子姑告我 何疾我也 對曰 吾不免是懼 何敢告子

㊦あなたと同罪になるのを恐れるから、あなたとは語りあえない、ということである。

傳曰 何故 對曰 昔觀起有寵於子南 子南得罪 觀起車裂 何故不懼 自御而歸 不能當道

㊦蓮子は、こわくなり、馬車を御することに注意が向かなかつた。

傳至 謂八人者曰 吾見申叔 夫子所謂生死而肉骨也

㊦一度死んだ者が生きかえり、白骨にまた肉がつく、ということである。

傳知我者如夫子則可

㊦「夫子」とは、申叔をいう。「如夫子」とは、義によって自分を正してくれることをいう。

傳不然 請止

㊦「止」とは、交際しないということである。

傳辭八人者 而後王安之

㊦「辭」とは、去らせたのである。

附『呂氏春秋』土容「田駢聽之畢而辭之」の高注に「辭遣也」とあるのを参照。

傳十二月鄭游販將如晉

㊦「游販」は、公孫蠶の子である。

附傳・注の「販」は、諸本に従って、「販」に改める。ま

た、傳の「歸」は、諸本に従って、「如」に改める。なお、按勘記を参照。

傳未出竟 遭逆妻者 奪之 以館于邑

④その邑にやどり、先へ進まなかった。

附成公十八年の傳文「館于伯子同氏」等の注に「館 舍也」とある。

傳丁巳其夫攻子明 殺之 以其妻行

④十二月ならば、丁巳（の日）はない。丁巳ならば、十一月十四日である（日か月か、どちらかがまちがっている）。

傳子展廢良而立大叔

④「良」は、游販の子であり、「大叔」は、販の弟である。

傳曰 國卿 君之貳也 民之主也 不可以苟 請舍子明之

類

④子明（游販）には罪があり、良もまた不賢だった、からである。

傳求亡妻者 使復其所 使游氏勿怨

④鄭國が、勝手に（子明を）殺した男を討たなかったのは、

強きをおさえ弱きをたすけるためであり、臨機の適切な措置である。

附『漢書』刑法志に「夫法令者 所以抑暴扶弱」とあり、

また、「政在抑彊扶弱」とあるのを参照。

傳曰 無昭惡也

④怨みをかえせば、父の不行跡がますます明らかになる。

〔襄公二十三年〕

經二十有三年春王二月癸酉朔日有食之

④傳はない。

經三月己巳杞伯旬卒

④（名を書いているのは）五たび同盟した（からである）。附僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とある。

經夏邾郟我來奔

④傳はない。郟我は、庶其の仲間であり、同じく、邑をぬすみ君に叛くという罪を犯して來奔したから、（名を）書いているのである。

附二十一年に「邾庶其以漆閭丘來奔」とあり、傳に「庶其

非卿也 以地來 雖賤 必書 重地也」とある。なお、

疏に「杜從賈說以爲庶其之黨 同有竊邑叛君之罪」とある。

經葬杞孝公

④傳はない。

經陳殺其大夫慶虎及慶寅

④名を書いているのは、いづれもみな、國政をほしいままにして君に叛いたことを罪責したのである。「及」と言っているのは、(單に)史官による表現の違いであって、義例はない。

附注の前半については、文公七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とある。なお、二十年の傳文に「慶氏無道 求專陳國 暴蔑其君 而去其親」とある。

注の後半については、例えば、哀公四年には「夏蔡殺其大夫公孫姓公孫霍」とあって、二人の間に「及」の字がない。なお、注の「使」は、諸本及び疏に従って、「史」に改める。ちなみに、桓公十三年「春二月公會紀侯鄭伯 己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰 齊師宋師衛師燕師敗績」の注に「或稱人 或稱師 史異辭也」とある。

經陳侯之弟黃自楚歸于陳

④諸侯が送り込んだ場合には、「歸」という(成公十八年傳文)。黄は、楚に行つて辯解し、潔白と認められたから、楚によつて送り込まれたのである。

附二十年の傳文に「陳慶虎慶寅畏公子黃之信 愬諸楚曰

與蔡司馬同謀 楚人以爲討 公子黃出奔楚」とあり、注に「奔楚自理」とある。また、下の傳文に「楚人納公子黃」とある。

なお、注の「欲」は、諸本に従つて、「故」に改める。

經晉欒盈復入于晉

④惡をもつて入つた場合には、「復入」という。

附成公十八年の傳文に「以惡 曰復入」とあり、注に「謂身爲戎首 稱兵入伐 害國殄民者也」とある。

經入于曲沃

④兵が敗れ、曲沃に奔つたのである。曲沃の衆人にたより、もどつて君と争つたのであり、出て他國に附屬しようとしたわけではないから、「叛」と言っていないのである。

附注の前半については、疏に「案傳欒盈潛入曲沃 乃率曲沃之甲以入晉都 及敗又入于曲沃 潛入之時 晉人不覺 及敗後更入 晉人以其狀告 故先書復入于晉 後言入于曲沃 謂其敗而後入 故云兵敗奔曲沃也」とある。注の後半については、二十一年「邾庶其以漆闞丘來奔」の注に「以邑出爲叛」とある。

經秋齊侯伐衛 遂伐晉

⑤ (別々の) 二つの事件であるから、「遂」と言っているのである。

附僖公四年「春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡 蔡潰 遂伐楚 次于陘」の注に「遂 兩事之辭」とある。なお、その附を参照。

經八月叔孫豹帥師救晉 次于雍榆

⑥ 豹は、晉を救援しに行き、雍榆で(晉の)命を待ったから、「次」を書いているのである。「雍榆」は、晉地である。汲郡の朝歌縣の東部に雍城がある。

附元年「仲孫蔑會齊崔杼曹人杞人次于郟」の注に「書次 兵不加鄭 次郟以待晉師」とある。また、莊公三年「冬公次于滑」の注に「兵未有所加 所次則書之 既書兵所加 則不書其所次 以事爲宜 非虛次」とある。

經己卯仲孫速卒

⑦ 孟莊子である。

附下の傳文に「孟莊子疾(中略)己卯孟孫卒」とある。

經冬十月乙亥臧孫紇出奔邾

⑧ 名を書いているのは、季氏におもねりへつらい、季氏のために年長者を廢して年少者を立て、そのせいで逃亡す

るはめになったから、罪責したのである。

附下の傳文に「季武子無適子 公彌長 而愛悼子 欲立之(中略)訪於臧紇 臧紇曰 飲我酒 吾爲子立之(中略)孟孫惡臧孫 季孫愛之」とあり、注に「愛其成己志」とある。

なお、注の「以此奔亡」の「此」は、技勘記に従って、「取」に改める。

經晉人殺欒盈

經齊侯襲莒

⑨ 身輕になって急進し、相手の不意をつくのを、「襲」という。晉を伐ったかえりがけに(ひきつづいて)莒を襲ったのに、「遂」と言わないのは、あいだに他の事件がはさまっているからである。

附注の前半については、莊公二十九年の傳文に「輕曰襲」とあり、注に「掩其不備」とある。

注の後半については、下の傳文に「齊侯還自晉 不入遂襲莒」とある。また、十年の傳文に「書曰遂滅偃陽 言自會也」とあり、注に「言其因會以滅國 非之也」とある。

團二十三年春杞孝公卒 晉悼夫人喪之

④「悼夫人」は、晉の平公の母で、杞の孝公の姉妹である。

團平公不徹樂 非禮也

④「徹」は、去である。

團宣公十二年の傳文「軍衛不徹」の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。

團禮 爲鄰國闕

④禮では、諸侯は一年（以下）の喪には服さないから、「鄰國」という點で責めたのである。

附『禮記』中庸に「期之喪 達乎大夫」とあり、注に「期

之喪 達於大夫者 謂旁親所降在大功者 其正統之期

天子諸侯猶不降也 大夫所降 天子諸侯絶之 不爲服

所不臣乃服之也」とあるのを参照。また、『儀禮』喪服

〈總麻三月者〉に「舅」とあり、注に「母之昆弟」とあ

るのを参照。

なお、異説として、『儀禮』聘禮「赴者至 則衰而出」

の疏に「服注云 鄰國尙爲之闕樂 況舅甥之親乎」とあ

る。

團陳侯如楚

④朝したのである。

團公子黃愬二慶於楚 楚人召之

④「二慶」とは、虎及び寅である。二十一年に、二慶が黃を

（楚に）讒言し、黃は楚に奔って辯解したが、今ここで、

陳侯が（自ら楚に）往ったので、楚はようやく黃を信じ、

彼のために二慶を呼びよせたのである。

附二十年の傳文に「陳慶虎慶寅畏公子黃之偏 愬諸楚曰

與蔡司馬同謀 楚人以爲討 公子黃出奔楚」とあり、注

に「奔楚自理」とある。

團使慶樂往 殺之

④「慶樂」は、二慶の一族である。二慶は誅殺を畏れたか

ら、自分では往かなかったのである。

團慶氏以陳叛 ④陳侯が楚にいるのに乗じて、叛いたのである。叛いたこ

とを（經に）書いていないのは、赴告して來なかつたか

らである。

團夏屈建從陳侯圍陳 陳人城

④城壁を築いて、君を拒んだのである。「屈建」は、楚の

莫敖である。

附二十二年の傳文に「屈建爲莫敖」とある。

團板隊而殺人 役人相命 各殺其長

④慶氏が、版築の板が落ちたのに腹を立てて、その人夫を

殺したから、仲間の人夫たちが怒って亂をおこしたので

ある。

嗣異説として、『會箋』に「板偶墜 中人而死 役人素不
服於二慶 於是忿怨 相呼而起也 注非」とある。

嗣遂殺慶虎慶寅 楚人納公子黃 君子謂 慶氏不義 不可
肆也

④「肆」は、放である。

嗣十四年の傳文「豈其使一人肆於民上」等の注に、同文が
みえる。なお、その嗣を參照。

嗣故書曰 惟命不于常

④周書の康誥である。義があれば存續し、義がなければ滅
亡する、ということである。

嗣僞孔傳に「以民安則不絕亡汝 故當念天命之不於常 汝
行善則得之 行惡則失之」とあるのを參照。なお、『禮
記』大學に「康誥曰 惟命不于常 道善則得之 不善則
失之矣」とあるのも參照。

なお、疏に「服虔以爲傳發此言 爲不書慶氏以陳叛 爲
楚所圍 稱國以殺 不成惡人肆其志也」とあり、これは、
上の注「不書叛 不以告」に對して、異説である。

嗣晉將嫁女于吳 齊侯使析歸父媵之 以藩載樂盈及其士

④「藩」は、おおいのある車である。媵妾がその中にいる
かのように見せかけたのである。

嗣納諸曲沃

④樂盈の邑である。

嗣『史記』齊世家「四年 齊莊公使樂盈聞入晉曲沃」の（集
解）に「賈逵曰 樂盈之邑」とあるのを參照。

嗣樂盈夜見胥午而告之

④「胥午」は、曲沃を守っていた大夫である。

嗣對曰 不可 天之所廢 誰能興之 子必不免 吾非愛死
也 知不集也

④「集」は、成である。

嗣成公二年の傳文「可以集事」等の注に、同文がみえる。
なお、その嗣を參照。

嗣盈曰 雖然 因子而死 吾無悔矣 我實不天 子無咎焉
④私は天に助けてもらえないけれども、あなたには天のと
がめがないから、たよりになる、ということである。

嗣宣公十二年の傳文「孤不天」の注に「不爲天所佑」とあ
る。なお、異説として、陸粲『左傳附注』に「言雖事不

集而死 實我自不爲天所祐 非子之咎也」とある。

なお、注の「大咎」の「大」は、諸本に從つて、「天」
に改める。

嗣許諾 伏之而觴曲沃人

④胥午は、盈をかくしておいて、曲沃の衆人に酒を飲ませ
た。

嗣樂作 午言曰 今也得樂孺子何如

㊤ 「孺子」は、欒盈である。

傳對曰 得主而爲之死 猶不死也 皆歎 有泣者 爵行

又言 皆曰 得主 何貳之有 盈出 徧拜之

㊦ 衆人が自分を思ってくれていることに拜謝したのである。

傳注の「忠」は、諸本に従って、「思」に改める。

傳四月欒盈帥曲沃之甲 因魏獻子 以晝入絳

㊧ 「獻子」は、魏舒である。「絳」は、晉の國都である。

傳注の前半については、下の傳文に「范鞅逆魏舒」とある。

注の後半については、莊公二十六年の傳文「夏士蔿城絳

以深其宮」の注に「絳 晉所都也」とある。

傳初欒盈佐魏莊子於下軍

㊨ 「莊子」は、魏絳で、獻子の父である。

傳十八年の傳文に「乙酉魏絳欒盈以下軍克郟」とある。

傳獻子私焉 故因之

㊩ 「私」とは、親しくするということである。

傳趙氏以原屏之難怨欒氏

㊪ 成公八年に、莊姬が趙氏を中傷したとき、欒氏と卻氏が

それを證言した。

傳成公八年の傳文に「晉趙莊姬爲趙嬰之亡故 譖之于晉侯

曰 原屏將爲亂 欒卻爲徵」とある。

傳韓趙方睦

㊫ 韓起が趙武に讓ったから、(兩氏は)仲がよかった。

傳十三年の傳文に「使韓起將上軍 辭以趙武(中略)使趙

武將上軍 韓起佐之」とある。

傳中行氏以伐秦之役怨欒氏

㊬ 十四年に、晉が秦を伐ったとき、欒黶が、荀偃の命令に

さからって、「わしの馬の首は東を向きたがっている」

と言った。

傳十四年の傳文に「荀偃令曰 雞鳴而駕 塞井夷竈 唯余

馬首是瞻 欒黶曰 晉國之命 未是有也 余馬首欲東

乃歸」とある。

傳而固與范氏和親

㊭ 范宣子が、中行偃ひきいる中軍の佐であった。

傳十三年の傳文に「荀偃將中軍 士匄佐之」とある。

傳知悼子少 而聽於中行氏

㊮ 「悼子」は、知罃の子の荀盈である。「少」とは、十七

歳である。知氏と中行氏は祖が同じであるから、したが

ったのである。

傳注の「悼子 知罃之子荀盈也」については、十四年の傳

文「於是知朔生盈而死」の注に「朔 知罃之長子 盈

朔弟也」とある。

注の「少年十七」については、十三年の傳文に「荀罃

士魴卒」とあり、十四年の傳文に「盈生六年而武子卒」

とある。なお、疏に「計悼子年十六 不得爲十七 是故沈氏云 後人傳寫誤」とある。

注の「知氏中行氏同祖」については、『史記』趙世家の〈索隱〉に引く『世本』に「晉大夫逝邀生桓伯林父 林

父生宣伯庚宿 庚宿生獻伯偃 偃生穆伯吳 吳生寅 本姓荀 自荀偃將中軍 晉改中軍曰中行 因氏焉 元與智伯同祖逝邀 故智氏亦稱荀」とあるのを参照。

團程鄭嬖於公

④「鄭」もまた、荀氏の一族である。

附成公十八年の傳文「程鄭爲乘馬御」の注に「程鄭 荀氏別族」とある。なお、その卹を参照。

團唯魏氏及七輿大夫與之

④「七輿」は、官名である。

附僖公十年の傳文「及七輿大夫」の注に「侯伯七命 副車七乘」とある。なお、異説として、疏に「服虔云 下軍輿帥七人」とある。

團樂王鮒侍坐於范宣子 或告曰 樂氏至矣 宣子懼 桓子

曰 奉君以走固宮 必無害也

④「桓子」は、樂王鮒である。

附二十一年の傳文「樂王鮒見叔向曰 吾爲子請」の注に「樂王鮒 晉大夫樂桓子」とある。

團且樂氏多怨 子爲政 樂氏自外 子在位 其利多矣 既

有利權 又執民柄

④賞罰（の威權）を「民柄」という。

附『呂氏春秋』孝行覽〈義賞〉に「賞罰之柄 此上之所以使也」とあるのを参照。

團將何懼焉 樂氏所得 其唯魏氏乎 而可強取也 夫克亂在權 子無懈矣 公有烟喪

④夫人が杞のための喪に服していた。

附上の傳文に「春杞孝公卒 晉悼夫人喪之」とあり、注に「悼夫人 晉平公母 杞孝公姊妹」とある。

團王鮒使宣子墨綰冒經

④晋は、殺の戦いからもどって以来、そのまま、墨綰（墨染めの喪服）を習慣にしていた。

附僖公三十三年の傳文に「夏四月辛巳敗秦師于殽 獲百里

孟明視西乞術白乙丙以歸 遂墨以葬文公 晋於是始墨」とあり、注に「後遂常以爲俗 記禮所由變」とある。

團二婦人輦以如公

④樂氏と内通している者がいて、二人をはばむ、ことを恐れたから、婦人の服装をして入ったのである。

團奉公以如固宮

④「固宮」は、物見臺や防備がある宮である。

附『國語』晉語八「范宣子以公入于襄公之宮」の章注に「襄宮完固 故就之」とあるのを参照。

〔傳〕范鞅逆魏舒

④王鮪の計略を採用し、強引に味方につけようとしたのである。
ある。

〔傳〕上の傳文に「樂氏所得 其唯魏氏乎 而可強取也」とある。

〔傳〕則成列既乘 將逆樂氏矣 趨進曰 樂氏帥賊以入 鞅之父與二三子在君所矣

④「二三子」は、諸大夫である。
〔傳〕使鞅逆吾子 鞅請驂乘持帶

④そのりする場合は、必ず（主人の）帯を持って、（車から）落とさないようにする。

〔傳〕異説として、俞樾『茶香室經説』に「杜意驂乘持帶皆范鞅所請 此誤也 鞅但請驂乘耳 持帶連下遂超乘讀 乃左氏紀事之文 言范鞅持魏獻子之衣帶 遂跳上獻子車也 下云右撫劔左援帶 杜注曰劫之 此得其解 蓋此時情狀與荆軻左手把秦王之袖右手持匕首相似矣」とある。

〔傳〕遂超乘

④獻子の車にとびのつたのである。

〔傳〕右撫劔 左援帶

④獻子をおどしたのである。
〔傳〕命驅之出 僕請

④行く先をたづねたのである。

〔傳〕鞅曰 之公 宣子逆諸階

④獻子を迎えたのである。
〔傳〕執其手 賂之以曲沃

④自分に同心しないことを恐れたのである。
〔傳〕初斐豹隸也 著於丹書

④おそらく、罪を犯したため、財産を沒收されて官奴となり、その罪を朱書されていたのであろう。

〔傳〕『周禮』司厲に、「其奴 男子入于罪隸 女子入于春槩」とあり、注に「鄭司農云 謂坐爲盜賊而爲奴者 輸於罪隸春人槩人之官也 由是觀之 今之爲奴婢 古之罪人也 故書曰 予則奴戮汝 論語曰 箕子爲之奴 罪隸之奴也 故春秋傳曰 斐豹隸也 著於丹書 請焚丹書 我殺督戎 恥爲奴 欲焚其籍也 玄謂奴從坐而沒入縣官者 男女同名」とあるのを参照（なお、先鄭が、罪を犯した本人のこととしているのに對して、鄭玄は、その子女のこととしており、この點で、杜注は、先鄭説と同じである。ちなみに、鄭玄説にかかわるものとして、『漢書』

刑法志に「妾願沒入爲官婢 以贖父刑罪」とある。」
〔傳〕樂氏之力臣曰督戎 國人懼之 斐豹謂宣子曰 苟焚丹書 我殺督戎 宣子喜曰 而殺之 所不請於君焚丹書者 有如日

④約束をやぶらないことは、日のように明らかである、と

〔傳〕樂氏之力臣曰督戎 國人懼之 斐豹謂宣子曰 苟焚丹書 我殺督戎 宣子喜曰 而殺之 所不請於君焚丹書者 有如日

〔傳〕樂氏之力臣曰督戎 國人懼之 斐豹謂宣子曰 苟焚丹書 我殺督戎 宣子喜曰 而殺之 所不請於君焚丹書者 有如日

〔傳〕樂氏之力臣曰督戎 國人懼之 斐豹謂宣子曰 苟焚丹書 我殺督戎 宣子喜曰 而殺之 所不請於君焚丹書者 有如日

〔傳〕樂氏之力臣曰督戎 國人懼之 斐豹謂宣子曰 苟焚丹書 我殺督戎 宣子喜曰 而殺之 所不請於君焚丹書者 有如日

〔傳〕樂氏之力臣曰督戎 國人懼之 斐豹謂宣子曰 苟焚丹書 我殺督戎 宣子喜曰 而殺之 所不請於君焚丹書者 有如日

いうことである。

附十八年の傳文「有如日」の注に「言必不殺女 明如日」とある。なお、その附を参照。

なお、注の「盟」は、諸本に従って、「明」に改める。

團乃出豹而閉之

④門の外に締め出したのである。

團督戎從之 踰隱而待之

④「隱」は、低い牆垣である。

團督戎躡入 豹自後擊而殺之 范氏之徒在臺後

④公の臺の後方である。

團欒氏乘公門

④「乘」は、登である。

附宣公十二年の傳文「楚人乘我」の注に「乘猶登也」とある。なお、その附を参照。

團宣子謂鞅曰 矢及君屋 死之 鞅用劔以帥卒

④「用劔」とは、必死の覚悟で、白兵戦をしたのである。

附「楚辭」九歌〈國殤〉に「車錯轂兮短兵接」とあり、王

逸注に「錯 交也 短兵 刀劔也 言戎車相迫 輪轂交

錯 長兵不施 故用刀劔以相接擊也」とあるのを参照。

なお、注の「短劔」は、諸本に従って、「劔短」に改める。

團欒氏退 攝車從之

④鞅が宣子の戎車を借りたのである。

附こは、異説が多い。例えば、陸粲『左傳附注』には、

「説文 攝 引持也 言引車逐之」とあり、安井衡『左傳輯釋』には「攝 整頓也 當事之殷 鞅步戰用劔 欒

氏退 乃整頓戎車 乘以逐之」とあり、沈欽韓『春秋左

氏傳補注』には「攝讀若攝弓而馳之攝 范鞅既步戰 以

退欒氏之攻 復乘車 以追逐欒氏也 攝車猶超乘」とある。

團遇欒樂

④「樂」は、盈の一族である。

附下の疏に「世族譜（中略）以欒樂爲雜人 不知杜意何故也」とある。

團曰 樂免之 死 將訟女於天

④死んでも汝の罪をゆるさない、ということである。

團樂射之 不中 又注

④「注」とは、矢を弦につけることである。

附昭公二十一年の傳文「將注」の注に「注 傳矢」とある。

なお、『戰國策』秦四「一舉事而注怨於楚」の高注に「注 屬」とあるのを参照。

團則乘槐本而覆

④欒樂の車が槐（の根）をひいて顛覆したのである。

附注の「櫟」は、諸本に従って、「櫟」に改める。

團或以戟鉤之 斷肘而死 樂魴傷 樂盈奔曲沃 晉人圍之
④ 「魴」は、樂氏の一族である。

團疏に「世族譜 樂魴爲樂氏族」とある。なお、異説として、疏に「服虔云 魴 盈之子」とある。

團秋齊侯伐衛 先驅 穀樂御王孫揮 召揚爲右

④ 「先驅」は、前鋒軍である。

團申驅 成秩御莒恒 申鮮虞之傳摯爲右

④ 「申驅」は、前鋒軍につづくものである。「傳摯」は、申鮮虞の子である。

團成公十六年の傳文「癸巳潘甦之黨與養由基躡甲而射之」

の注に「黨 潘甦之子」とある。なお、疏に「俗本多云

申鮮虞之子 今案注云傳摯申鮮虞之子 若傳先有子字

無煩此注 故今定本皆無」とある。

團曹開御戎 晏父戎爲右

④ 公の御者と車右である。

團貳廣 上之登御邢公 盧蒲癸爲右

④ 「貳廣」は、公の副車である。

團宣公十二年の傳文「晉人或以廣隊不能進」の注に「廣

兵車」とある。なお、その附を参照。

團啓 牟成御襄罷師 狼蓬疏爲右

④ 左翼を「啓」という。

團疏に「左翼曰啓（中略）賈逵以爲此言」とある。

團胙 裔子車御侯朝 桓跳爲右

④ 右翼を「胙」という。

團上の疏に「右翼曰胙 賈逵以爲此言」とある。

團大殿 裔子游御夏之御寇 崔如爲右

④ 「大殿」は、後軍である。

團上の疏に「服虔引司馬法謀帥篇曰 大前驅啓乘車 大農

倅車屬焉 大農 大殿也 音相似」とある。

團燭庸之越駟乘

④ 四人で殿車（しんがりの車）に乗ったのである。傳が事

細かにこれを載せているのは、莊公が舊臣を差し置いて

武人を用いたことを言わんとしてである。

團文公十一年の傳文「富父終甥駟乘」の注に「駟乘 四人

共車」とある。

團自衛將遂伐晉 晏平仲曰 君恃勇力 以伐盟主 若不濟

國之福也 不德而有功 憂必及君 崔杼諫曰 不可

臣聞之 小國間大國之敗而毀焉 必受其咎 君其圖之

弗聽 陳文子見崔武子

④ 「文子」は、陳完の孫の須無である。「武子」は、崔杼

である。

團二十七年の傳文「戊申叔孫豹齊慶封陳須無衛石惡至」の

注に「須無 陳文子」とある。

團曰 將如君何 武子曰 吾言於君 君弗聽也 以爲盟主 而利其難 羣臣若急 君於何有

④危急のことがあって、君に構っていられなくなれば、君を弑して晉に申し開きするつもりである、ということである。

團二十五年の傳文に「欲弑公以説于晉」とある。

團子姑止之 文子退 告其人曰 崔子將死乎 謂君甚而又過之

④君を弑するのは、罪惡として、盟主に背くより重大である。

團不得其死 過君以義 猶自抑也 況以惡乎

④自制するということである。

團齊侯遂伐晉 取朝歌

④「朝歌」は、今、汲郡に屬している。

團『史記』齊世家「取朝歌」の《集解》に「賈逵曰 晉邑」とある。

團爲二隊 入孟門 登太行

④「二隊」とは、兵を分けて二部にしたのである。「孟門」は、晉の隘道である。「太行」山は、河内郡の北部にあつた。

團注の前半については、文公十六年の傳文「分爲二隊」の注に「隊 部也 兩道攻之」とある。なお、その團を參

照。

注の後半については、『史記』齊世家「上太行 入孟門」の《集解》に、「賈逵曰 孟門太行皆晉山隘也」とあるのを參照。また、『漢書』地理志上に「河内郡（中略） 陘王 太行山在西北」とあるのを參照。

團張武軍於葵庭

④「武軍を張る」とは、壘壁を築くことをいう。「葵庭」は、晉地である。

團宣公十二年の傳文「潘黨曰 君盍築武軍」の注に「築軍 營以章武功」とある。また、昭公十三年の傳文「陳蔡欲爲名 故請爲武軍」の注に「欲築壘壁以示後人 爲復讎之名」とある。

なお、異説として、疏に「服虔云 張設旗鼓也」とあり、安井衡『左傳輯釋』に「齊侯之還 在八月叔孫豹帥師救晉之前 則其在晉地暫耳 恐無築壘壁之暇 且傳云張而不言築 正義云 張設築作之具 義不可通 蓋齊侯驕 欲伐其功 而心畏晉 欲速還 不復暇作武軍 特張設旗鼓 以象武軍 故傳言張耳 服說可從」とある。

團戍郟鄩

④晉の邑を取って、そこに守備兵を置いたのである。團文公六年の傳文「趙孟使殺諸郟」の注に「郟 晉地」とある。また、莊公八年の傳文「齊侯使連稱管至父戍葵丘」

等の注に「戍 守也」とある。

團封少水

④少水で、晋の戸（しかばね）を積んで土を盛り、京觀を作ったのである。

團宣公十二年の傳文に「而收晉戸以爲京觀」とあり、注に

「積戸封土其上 謂之京觀」とある。

團以報平陰之役 乃還

④「平陰の役」は、十八年にある。

團十八年の傳文に「十一月丁卯朔入平陰 遂從齊師」とある。

團趙勝帥東陽之師以追之 獲晏斃

④「趙勝」は、趙旃の子である。「東陽」は、晋の山東で、魏郡の廣平以北である。「晏斃」は、齊の大夫である。

團注の「趙勝 趙旃之子」については、『國語』魯語下「與邯鄲勝擊齊之左」の章注に「邯鄲勝 晉大夫 趙旃之子 須子勝也」とあるのを参照。

注の「東陽 晋之山東 魏郡廣平以北」については、昭公二十二年の傳文「六月荀吳略東陽」の注に、同文がみえる。なお、異説として、疏に「服虔以東陽爲魯邑」とある。

注の「晏斃 齊大夫」については、『國語』魯語下「撝止晏萊焉」の章注に「晏萊 齊大夫也」とあるのを参照。

團八月叔孫豹帥師救晉 次于雍榆 禮也

④盟主を救援したから、「禮にかなっている」と言っているのである。

團疏に引く『釋例』に「所記 或次在事前 次以成事也

或次在事後 事成而次也 皆隨事實 無義例也 叔孫豹

次于雍榆 傳曰禮者 善其宗助盟主 非以次爲禮也 齊

桓次于聶北 救邢 亦以存邢 具其器用 師人無私 見

善不在次也」とある。なお、異説として、疏に「公羊傳曰 曷爲先言救而後言次 先通君命也 僖元年齊師宋師

曹師次于聶北 救邢 公羊傳曰 曷爲先言次而後言救

君也 其意言 君則進止自由 故先次後救 臣則先通君命 故先救後次 賈氏取以爲說 謂此傳云禮者 言其先

救後次爲得禮也」とあり、また、僖公元年「齊師宋師曹師次于聶北 救邢」の疏に「公羊以爲 此言次于聶北救邢 與襄二十三年叔孫豹救晉次于雍榆 二事相反 爲之作說 言 此是君也 進止自由 彼是臣也 先通君命 賈服取以爲說」とある。

團季武子無適子 公彌長 而愛悼子 欲立之

④「公彌」は、公鉏である。「悼子」は、紇である。

團訪於申豐曰 彌與紇 吾皆愛之 欲擇才焉而立之 申豐

趨退 歸 盡室將行

④「申豐」は、季氏の下屬の大夫である。

⑤他日 又訪焉 對曰 其然 將具敝車而行

⑥「其然」は、必爾（どうしてもそうする）と同じである。

⑦乃止

⑧「止」とは、紆を立てなかつたということである。

⑨訪於臧紆 臧紆曰 飲我酒 吾爲子立之 季子飲大夫酒

臧紆爲客

⑩上賓となつたのである。

⑪既獻

⑫獻酒が終わつたのである。

⑬臧孫命北面重席 新樽絜之

⑭酒樽を新しくしたうえに、それをあらいきよめたのである。

⑮召悼子 降 逆之 大夫皆起

⑯臧孫が下りて悼子を迎えたのである。

⑰及旅 而召公鉏

⑱獻酬の禮がおわり、みなが自由に杯をやりとりするのを、

「旅」という。

⑲使與之齒

⑳庶子の禮に従つて悼子より下の列にならぶ（諸大夫と同じ列にならぶ）ようにさせたのである。

附昭公元年の傳文「使后子與子干齒」の注に「以年齒爲高

下而坐」とあり、隱公十一年の傳文「不敢與諸任齒」の

注に「齒 列也」とある。これらによれば、「齒」は、

同列の意であり、したがって、傳文の「之」を、杜預は、

諸大夫と解している、と推測される。

①季孫失色

②公鉏が従わないことを恐れたのである。

③季氏以公鉏爲馬正

④「馬正」は、家の司馬である。

附『太平御覽』卷第四百三十二に「賈逵曰 馬正 家司馬」

とあるのを參照。また、『周禮』夏官の敘官に「家司馬

各使其臣 以正於公司馬」とあり、注に「家 卿大夫

采地（中略）卿大夫之采地 王不特置司馬 各自使其家

臣爲司馬 主其地之軍賦」とあるのを參照。なお、昭公

二十五年の傳文に「叔孫氏之司馬謾反言於其衆曰 若之

何」とある。

⑤愠而不出 閔子馬見之

⑥「閔子馬」は、閔馬父である。

附昭公二十二年の傳文に「閔馬父曰 子朝必不克」とあり、

注に「閔馬父 閔子馬 魯大夫」とある。

⑦曰 子無然 禍福無門 唯人所召 爲人子者 患不孝

不患無所

④「所」は、位處（地位）である。

⑤「傳敬共父命 何常之有」

⑥廢・置は父の思惑次第であって、不變の地位はあり得ない、ということである。

⑦「傳若能孝敬 富倍季氏可也」

⑧父に寵愛されれば、富裕になれる、ということである。

⑨附異説として、俞樾『羣經平議』に「富與福古通用 周易

謙象傳 鬼神害盈而福謙 釋文曰 福京作富 是其證也

富倍季氏 卽福倍季氏 與下句禍倍下民相對 正承上

文禍福無門惟人所召而言 杜以本字讀之 失其旨矣 其

下云故公鉏氏富 此則當讀如本字 閔子馬所謂福者 非

止以富言也 富固福也 得爲公左宰 亦福也 悼子雖得

立 而竟早死 雖謂之無福 可矣」とある。

⑩「傳姦回不軌 禍倍下民可也」

⑪禍が貧賤よりもひどいものになる、ということである。

⑫附傳文の「倍」は、諸本に従って、「倍」に改める。

⑬「傳公鉏然之 敬共朝夕 恪居官次」

⑭「次」は、舍である。

⑮附莊公三十二年の傳文「次于黨氏」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

⑯「傳季孫喜 使飲己酒 而以具往 盡舍廡」

⑰「具」は、宴會の具である。

⑱「傳故公鉏氏富 又出爲公左宰」

⑲季氏の家を出て、臣として公に仕えたのである。

⑳「傳孟孫惡臧孫」

㉑仲がよくなかった。

㉒「傳季孫愛之」

㉓自分の志をとげてくれた（悼子を立ててくれた）ことを

愛したのである。

㉔「傳孟氏之御駟豐點好羯也」

㉕「羯」は、孟莊子の庶子で、孺子秩の弟の、孝伯である。

㉖「傳曰 從余言 必爲孟孫」

㉗孟孫の後繼にしてやる、ということである。

㉘「傳再三云 羯從之 孟莊子疾 豐點謂公鉏 苟立羯 請讎

臧氏

㉙孟氏に、公鉏といっしょに臧孫を憎むようにさせる、ということである。

㉚「傳公鉏謂季孫曰 孺子秩固其所也」

㉛本来、立って當然である、ということである。

㉜「傳若羯立 則季氏信有力於臧氏矣」

㉝臧氏は、季孫の願望にそって、彼のために後繼をきめた

だけなのに、それでもなお、（季氏に對して）力をもつ

たのだから、もし（季氏が）獨斷で孟氏の年少者を立て

れば、季氏は（孟氏に對して）、臧氏（が季氏に對する）

以上に力をもてる、ということである。

附異説として、王引之『經義述聞』に「公鉏之意 欲季孫立羯以樹恩於孟氏 非求勝於臧孫之立悼子也 不得云有力於臧氏 臧當爲孟 因上下文臧氏而誤爲臧耳 力功也（見晉語韋注）言秩本當立 立之不足以爲功 羯不當立而季氏立之 則信有功於孟氏矣 謂羯必感其恩也 杜不能釐正而曲爲之說 非是 昭二十八年傳 謂賈辛司馬烏爲有力於王室 故舉之 晉語 自文公以來有力於先君而子孫不立者 將授立之（周語 鄭武莊有大勳力於平桓）謂有功於王室 有功於先君也 豈謂有功過於王室 過於先君乎」とある。

團弗應 己卯孟孫卒 公鉏奉羯立于戶側

④「戶側」は、喪主である。

團季孫至 入 哭 而出 曰 秩焉在 公鉏曰 羯在此矣

季孫曰 孺子長 公鉏曰 何長之有 唯其才也

⑤季孫が、鉏を廢して紇を立てるとき、「才のある方を選びたい」と言ったから、その言葉をかりて答えたのである。

附上の傳文に「訪於申豐曰 彌與紇 吾皆愛之 欲擇才焉而立之」とある。

團且夫子之命也

⑥その上、孟孫の遺命であるといつわったのである。

團遂立羯 秩奔邾 臧孫入哭 甚哀 多涕 出 其御曰

孟孫之惡子也 而哀如是 季孫若死 其若之何 臧孫曰

季孫之愛我 疾疚也

⑦ひごろ仲がよいのは、わが身にとって害である、ということである。

團孟孫之惡我 藥石也

⑧ひごろ仲が悪いのは、藥石が病をなおすのと同じようなものである、ということである。

團美疚不如惡石 夫石猶生我

⑨自分の病をいやしてくれる、ということである。

附『南史』王僧孺傳に「僧孺工屬文 善楷隸 多識古事

侍郎全元起欲注素問 訪以砭石 僧孺答曰 古人當以石

爲針 必不用鐵 說文有此砭字 許慎云 以石刺病也

東山經 高氏之山多針石 郭璞云 可以爲砭針 春秋

美疚不如惡石 服子慎注云 石 砭石也 季世無復佳石

故以鐵代之爾」とある。また、疏に「服虔云 夫謂孟孫也」とある。

團疚之美 其毒滋多 孟孫死 吾亡無日矣 孟氏閉門 告

於季孫曰 臧氏將爲亂 不使我葬

⑩公鉏のために臧氏に仕返ししようとしたのである。

附上の傳文に「豐點謂公鉏 苟立羯 請讎臧氏」とあり、注に「使孟氏與公鉏共憎臧孫」とある。

團季孫不信 臧孫聞之 戒

④「戒」とは、備えをしたのである。

附十三年の傳文「必易我而不戒」の注に「戒 備也」とある。なお、その附を参照。

團冬十月孟氏將辟 藉除於臧氏

④「辟」は、藏〔墓穴〕をうがつことである。臧氏から人を借りて、埋葬のための通路をきりひらいたのである。

附宣公十二年の傳文「敢藉君靈 以濟楚師」の注に「藉猶假借也」とある。また、昭公十二年の傳文「三月鄭簡公卒 將爲葬除」の注に「除葬道」とあり、同十八年の傳文「乃簡兵大蒐 將爲蒐除」の注に「治兵於廟 城內地迫 故除廣之」とある。

團臧孫使正夫助之

④「正夫」は、隧正である。

附七年の傳文に「叔仲昭伯爲隧正」とあり、注に「隧正 主役徒」とある。

團除於東門 甲從己而視之

④孟氏を畏れたから、甲士を従えて工事を視察したのである。

團孟氏又告季孫 季孫怒 命攻臧氏

④甲士がいるのを見たからである。

團乙亥臧紇斬鹿門之關以出奔邾

④〔鹿門〕は魯の南城の東門である。

團初臧宣叔娶于鑄 生賈及爲而死

④「鑄」國は、濟北の蛇丘縣の縣廳所在地である。

附『續漢書』郡國志三に「濟北國〔中略〕蛇丘〔中略〕有鑄鄉城」とあるのを参照。また、『水經注』汶水に「又西逕蛇丘縣南 縣有鑄鄉城 春秋左傳 宣叔娶于鑄 杜預曰 濟北蛇丘縣所治鑄鄉城者也」とあるのを参照。

團繼室以其姪

④女子は兄弟の子を「姪」とよぶ〔爾雅〕釋親。

附十九年の傳文「其姪讓聲姬生光」の注に「兄子曰姪」とある。

團穆姜之姨子也

④この姪は、穆姜の姨母〔母方のおば〕の子で、穆姜と姨昆弟〔母方のいとこ〕どうしであった。

附『釋名』釋親屬に「母之姊妹曰姨」とあるのを参照。なお、異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「穆姜之姨子 即穆姜妹之子」とある。

團生紇 長於公宮 姜氏愛之 故立之

④立てて宣叔の後嗣にした。

團臧賈臧爲出在鑄

④舅氏〔母の實家〕にもどっていた。

團臧武仲自邾使告臧賈 且致大蔡焉

㊦「大蔡」は、大龜である。

附文公二年の傳文「仲尼曰 臧文仲 其不仁者三 不知者三（中略）作虛器」の注に「謂居蔡山節藻梲也」とある。

なお、その附を参照。

傳曰 紇不佞 失守宗祧

㊦遠祖の廟を「祧」という。

附九年の傳文「以先君之祧處之」の注に「諸侯以始祖之廟爲祧」とある。なお、その附を参照。

傳敢告不弔

㊦天にあわれまれなかつた。

附十三年の傳文「詩曰 不弔昊天 亂靡有定」の注に「言不爲昊天所恤 則致罪也」とある。

傳紇之罪不及不祀

㊦後嗣がいてもよいはずである、ということである。

傳子以大蔡納請 其可

㊦先人のために後嗣を立てることを請願するのである。

傳賈曰 是家之禍也 非子之過也 賈聞命矣 再拜受龜 使爲以納請

㊦賈は、爲に、自分（賈）のために請願させた。

傳遂自爲也

㊦爲は、自分（爲）のために請願した。

傳臧孫如防

㊦「防」は、臧孫の邑である。

附十七年の傳文「高厚圍臧紇于防」の注に「防 臧紇邑」とある。

傳使來告曰 紇非能害也 知不足也

㊦甲士を自分の後に従えたのは、單に思慮が浅かつたからである、ということである。

附上の傳文に「除於東門 甲從已而視之」とある。

傳非敢私請

㊦（箇人のためではなく）先人のために請願するのである。

傳苟守先祀 無廢二勳

㊦「二勳」とは、文仲と宣叔である。

附哀公二十四年の傳文に「夏四月晉侯將伐齊 使來乞師

曰 昔臧文仲以楚師伐齊 取穀 宣叔以晉師伐齊 取汶

陽 寡君欲徼福於周公 願乞靈於臧氏」とある。

傳敢不辟邑

㊦邑に據つて後嗣を請願したから、孔子は「君を脅迫した」と言っているのである。

附『論語』憲問に「子曰 臧武仲以防求爲後於魯 雖曰不

要君 吾不信也」とあり、〈集解〉に「孔曰 防 武仲

故邑 爲後 立後也 魯襄公二十三年 武仲爲孟氏所譖

出奔邾 自邾如防 使爲以大蔡納請 曰 紇非能害也

知不足也 非敢私請 苟守先祀 無廢二勳 敢不辟邑

乃立臧爲 紆致防而奔齊 此所謂要君」とあるのを參照。

團乃立臧爲 臧紆致防而奔齊 其人曰 其盟我乎

⑤その罪惡をならべたて、諸大夫と盟つて戒めとする、こをいう。

嗣成公十六年の傳文に「冬十月出叔孫僑如而盟之 僑如奔齊」とあり、注に「諸大夫共盟 以僑如爲戒」とある。

團臧孫曰 無辭

⑥年長者を廢して年少者を立てた、という罪名は、季孫が（自身にもおぼえがあるため）忌むものであるから、「自分（臧孫）を罪責する盟辭はない」と言ったのである。

嗣上の傳文に「季武子無適子 公彌長 而愛悼子 欲立之」とある。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「廢

長立少 本是一家私事 乃季孫不忌之 亦不可以盟衆 杜注八字 可謂蛇添足矣」とある。

團將盟臧氏 季孫召外史掌惡臣而問盟首焉

⑦「惡臣」とは、逃亡者をいう。「盟首」は、載書の章首である。

嗣異説として、王引之『經義述聞』に「盟詞 簡約無篇章

（下文母或如云云 是也）不得云章首 首亦當讀爲道

盟道 盟惡臣之道也 古字首與道通」とあり、また、安

井衡『左傳輯釋』に「首猶辭也 言所以標顯其罪也」とある。

團對曰 盟東門氏也 曰 母或如東門遂 不聽公命 殺適立庶

⑧文公が命じて子惡を立てたのに、公子遂はこれを殺して、宣公を立てた。

嗣文公十八年の傳文に「冬十月仲殺惡及視而立宣公」とある。なお、『史記』魯世家「東門遂殺適立庶」の〈集解〉に「服虔曰 東門遂 襄仲也 居東門 故稱東門遂」とある。

團盟叔孫氏也 曰 母或如叔孫僑如 欲廢國常 蕩覆公室 ⑨公と季氏・孟氏とを晉に讒言したことをいう。

嗣成公十六年の傳文に「宣伯通於穆姜 欲去季孟而取其室

將行 穆姜送公 而使逐二子 公以晉難告 曰 請反而聽命 姜怒（中略）宣伯使告卻轡曰 魯侯待于壞隲 以待勝者」とあり、また、「宣伯使告卻轡曰 魯之有季

孟 猶晉之有欒范也 政令於是乎成 今其謀曰 晉政多門 不可從也 寧事齊楚 有亡而已 蔑從晉矣」とある。

團季孫曰 臧孫之罪皆不及此 孟椒曰 蓋以其犯門斬關

季孫用之 乃盟臧氏 曰 母或如臧孫紆 干國之紀 犯門斬關

⑩「干」もまた、「犯」である。

榑文公四年の傳文「其敢干大禮以自取戾」の注に「干犯也」とある。

なお、傳文の「無」は、按勘記に従って、「毋」に改める。

榑臧孫聞之 曰 國有人焉 誰居 其孟椒乎

㊦「孟椒」は、孟獻子の孫の子服惠伯である。「居」は、與（か）と同じである。

榑注の前半については、『國語』魯語下「子服惠伯曰 不知所爲 姑從君乎」の韋注に「惠伯 魯大夫 仲孫他之子子服椒也」とあるのを参照。また、同魯語上「仲孫它諫曰」の韋注に「仲孫它 魯孟獻子之子子服它也」とあるのを参照。

注の後半については、成公二年の傳文「誰居」の注に「居辭也」とある。なお、その榑を参照。

榑晉人克欒盈于曲沃 盡殺欒氏之族黨 欒魴出奔宋 書曰 晉人殺欒盈 不言大夫 言自外也

㊦國外から、君にさからって入ったのであり、もはや晉の大夫ではなかった。

榑上の經に「晉欒盈復入于晉」とあり、注に「以惡入曰復入」とある。なお、三十年の傳文に「書曰鄭人殺良霄 不稱大夫 言自外入也」とあり、注に「既出位絶 非復

鄭大夫」とある。

榑齊侯還自晉 不入

㊦國都には入らなかつた。

榑遂襲莒 門于且于

㊦「且于」は、莒の邑である。

榑傷股而退

㊦齊侯が負傷したのである。

榑明日 將復戰 期于壽舒

㊦「壽舒」は、莒地である。

榑杞殖華還載甲夜入且于之隧 宿於莒郊

㊦二子は、齊の大夫である。「且于の隧」は、狹路である。

榑哀公十三年の傳文「六月丙子越子伐吳 爲二隧」の注に

「隧 道也」とある。なお、異説として、『禮記』檀弓

下「齊莊公襲莒于奪 杞梁死焉」の注に「魯襄二十三年

齊侯襲莒是也 春秋傳曰 杞殖華還載甲夜入且于之隧

隧奪聲相近 或爲兌」とある。

榑明日 先遇莒子於蒲侯氏

㊦「蒲侯氏」は、莒都の近くの邑である。

榑莒子重賂之 使無死 曰 請有盟

㊦盟によって、命がけて戦うことがないよう、二子に約束させようとしたのである。

傳華周對曰 貪貨棄命 亦君所惡也

④「華周」は、華還に他ならない。

傳昏而受命 日未中而棄之 何以事君 莒子親鼓之 從而伐之 獲杞梁

④「杞梁」は、杞殖に他ならない。

附『禮記』檀弓下「齊莊公襲莒于奪 杞梁死焉」の注に「梁即殖也」とあるのを参照。

傳莒人行成

④大國に勝ってしまったため、いっそう懼れたから、和平を求めたのである。

傳齊侯歸 遇杞梁之妻於郊

④梁が戦死したため、妻が喪（なきがら）を出迎えたのである。

附『禮記』檀弓下に「杞梁死焉 其妻迎其柩於路」とあるのを参照。

傳使弔之 辭曰 殖之有罪 何辱命焉

④もし罪があれば、弔問に値しない、ということである。

傳若免於罪 猶有先人之敝廬在 下妾不得與郊弔

④婦人には外事がない（婦人は外に出て何かしてはならない）からである。「下」は、賤と同じである。

附注の前半については、莊公二年「冬十有二月夫人姜氏會齊侯于郟」の何注に「書者 婦人無外事 外則近淫」と

あるのを参照。また、『白虎通』喪服に「婦人不出境弔者 婦人無外事 防淫泆也」とあるのを参照。なお、異

説として、『禮記』檀弓下「曾子曰 黃尙不如杞梁之妻之知禮也」の注に「行弔禮於野 非」とある。

注の後半については、異説として、疏に「服虔以下從上讀 言敝廬在下」とある。

傳齊侯弔諸其室

④傳は、婦人が禮にかなっていたことをほめていたのである。

傳齊侯將爲臧紇田

④彼に田邑を與えようとしたのである。

傳臧孫聞之 見齊侯 與之言伐晉

④齊侯が、晉討伐の手柄を自慢したのである。

傳對曰 多則多矣 抑君似鼠 夫鼠 晝伏夜動 不穴於臆廟 畏人故也 今君聞晉之亂而後作焉

④「作」とは、兵を起こしたということである。

附『說文』に「作 起也」とあるのを参照。

傳寧將事之 非鼠如何 乃弗與田

④臧孫は、齊侯がいづれやられることを察知していたため、その邑を受けたくなかったから、（齊侯を）鼠になぞらえることによって、（齊侯が）怒ってやめるように仕向

けたのである。

〔附〕二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とある。

〔傳〕仲尼曰 知之難也 有臧武仲之知

④よく齊の禍を避けたことをいう。

〔傳〕而不容於魯國 抑有由也 作不順而施不恕也 夏書曰

念茲在茲

④逸書である。「この事を念うはこの身にあり」とは、（人

に對して）事を行なおうとする時には、いつも、（それ

が）自分自身に對するものであるかのように思念しなけ

ればいけない、ということである。

〔附〕二十一年の傳文「夏書曰 念茲在茲」の注に「逸書也

茲 此也 謂行此事 當念使可施之於此」とある。なお、

その附を參照。

なお、疏に「服虔云 不順 謂阿季氏廢長立少也 不恕

謂惡孟氏立庶也」とある。

〔傳〕順事恕施也

〔襄公二十四年〕

〔經〕二十有四年春叔孫豹如晉

④欒氏に克つたことを慶賀したのである。

〔附〕二十三年の傳文に「晉人克欒盈于曲沃 盡殺欒氏之族黨」

とある。

〔經〕仲孫羯帥師侵齊

〔經〕夏楚子伐吳

〔經〕秋七月甲子朔日有食之 既

④傳はない。

〔經〕齊崔杼帥師伐莒

〔經〕大水

④傳はない。

〔經〕八月癸巳朔日有食之

④傳はない。

〔經〕公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子

于夷儀

〔經〕冬楚子蔡侯陳侯許男伐鄭 公至自會

④傳はない。

經陳鍼宜咎出奔楚

②「鍼宜咎」は陳鍼子の八世の孫で、慶氏の仲間である。名を書いているのは、にくんでである。

附下の傳文に「陳人復討慶氏之黨、鍼宜咎出奔楚」とあり、注に「言宜咎所以稱名」とある。また、隱公八年の傳文に「陳鍼子送女」とあり、注に「鍼子 陳大夫」とある。なお、注の「陳鍼子八世孫」については、疏に「世本文也」とある。

經叔孫豹如京師

經大饑

③傳はない。

④二十四年春穆叔如晉 范宣子逆之 問焉 曰 古人有言

曰 死而不朽 何謂也 穆叔未對 宣子曰 昔句之祖 自虞以上爲陶唐氏

⑤「陶唐」は、堯が治めていた土地で、大原の晉陽縣である。虞の世が終わるまで、それを號としていたから、「虞以前」と言っているのである。

附疏に引く『釋例』に「唐 大原晉陽縣也」とある。なお、『史記』五帝本紀に「帝堯爲陶唐」とあるのを参照。ま

た、「國語」晉語八「昔句之祖 自虞以上爲陶唐氏」の章注に「言在舜世不改堯號」とあるのを参照。

⑥在夏爲御龍氏

⑦劉累をいう。事は、昭公二十九年にみえる。

⑧昭公二十九年の傳文に「有陶唐氏既衰 其後有劉累 學擾龍于豢龍氏 以事孔甲 能飲食之 夏后嘉之 賜氏曰御龍 以更豢韋之後」とある。

⑨在商爲豢韋氏

⑩「豢韋」は、國の名である。東郡の白馬縣の東南部に韋城がある。

⑪附すぐ上の附にあげた昭公二十九年の傳文の注に「更代也 以劉累代彭姓之豢韋 累尋遷魯縣 豢韋復國 至商而滅 累之後世 復承其國 爲豢韋氏 在襄二十四年」とある。なお、『續漢書』郡國志三に「東郡（中略）白馬 有韋郷」とあるのを参照。

⑫在周爲唐杜氏

⑬「唐杜」は、二國の名である。殷の末に、豢韋は、唐に國をおいたが、周の成王が唐を滅し、唐を杜に遷したため、杜伯となった。（その後）杜伯の子の隈叔が晉に奔り、四代目の士會になって、范に食邑をもち、今度は、

范氏となった。「杜」は、今の京兆の杜縣である。

附昭公元年の傳文に「遷實沈于大夏 主參 唐人是因 以

服事夏商 其季世曰唐叔虞（中略）及成王滅唐 而封大
叔焉」とある。なお、『國語』晉語八「在周爲唐杜氏」
の韋注に「唐杜 二國名 豕韋自商之末 改國於唐 周
成王滅唐而封弟唐叔虞 遷唐于杜 謂之杜伯」とあり、
同「周卑 晉繼之 爲范氏 其此之謂也」の韋注に「爲
范氏者 杜伯爲宣王大夫 宣王殺之 其子隰叔去周適晉
生子輿 爲晉理官 其孫士會爲晉正卿 食邑於范爲范
氏」とあるのを参照。また、『漢書』地理志上に「京兆
尹（中略）杜陵 故杜伯國」とあるのを参照。
なお、注の「食邑於范氏」は、諸本に従って、「食邑於
范 復爲范氏」に改める。

傳 晉主夏盟爲范氏 其是之謂乎

④ 晉が諸夏の盟主となると、范氏は、今度は、その輔佐と
なった。自分の家は代々盛家である、ということである。

傳 穆叔曰 以豹所聞 此之謂世祿 非不朽也 魯有先大夫

曰臧文仲 既沒 其言立

④ 「立」とは、廢絶しないことをいう。

傳 其是之謂乎 豹聞之 大上有立德

④ 黃帝・堯・舜である。

傳 異説として、下の疏に「服以伏羲神農（中略）當之」と
ある。

傳 其次有立功

④ 禹・稷である。

傳 下の疏に「服杜皆以禹稷當之」とある。

傳 其次有立言

④ 史佚・周任・臧文仲である。

傳 疏に「服杜皆以史佚周任臧文仲當之」とある。また、僖
公十五年等の傳文に「史佚有言曰」とある。なお、『論
語』季氏に「周任有言曰」とあるのを参照。

傳 雖久不廢 此之謂不朽 若夫保姓受氏 以守宗祧

④ 「祧」は、廟の門である。

傳 『國語』周語中「今將大泯其宗祧」の韋注に「廟門謂之

祧 宗祧猶宗廟也」とあるのを参照。

傳 世不絕祀 無國無之 祿之大者 不可謂不朽

④ 傳は、穆叔が言葉の意味をよく知っていたことをほめて

いるのである。

傳 范宣子爲政 諸侯之幣重 鄭人病之 二月鄭伯如晉 子

產寓書於子西 以告宣子

④ 「寓」は、寄である。

傳 僖公二十八年の傳文「得臣與寓目焉」等の注に、同文が

みえる。なお、その傳を参照。

傳 曰 子爲晉國 四鄰諸侯不聞令德 而聞重幣 僑也惑之

僑聞君子長國家者 非無賄之患 而無令名之難 夫諸

侯聞君子長國家者 非無賄之患 而無令名之難 夫諸

侯聞君子長國家者 非無賄之患 而無令名之難 夫諸

侯之賄聚於公室 則諸侯貳

④「貳」は、離である。

⑤「吾子頼之 則晉國貳

⑥「頼」は、利用することである。

⑦十年の傳文「王頼之」の注に「王恃其用」とある。なお、

『説文』に「恃 頼也」とあるのを参照。

⑧諸侯貳 則晉國壞 晉國貳 則子之家壞 何沒沒也

⑨「沒沒」は、しずみほろびるという意味の言葉である。

⑩異説として、王引之『經義述聞』に「家大人曰 沒沒

貪也 故下句云 將焉用賄 晉語 不沒爲後也 韋注曰

沒 貪也 又不沒於利也 注曰 不貪利國家也 秦策

沒利於前 而易患於後 高注曰 沒 貪也 史記貨殖

傳 吏士舞文弄法 刻章僞書 不避刀鋸之誅者 沒於賂

遺也 沒亦貪也 重言之 則曰沒沒矣 釋文 一音妹

妹與味同音 味亦貪也 二十六年傳曰 楚王是故昧於一

來 杜注 昧猶貪冒 二十八年傳曰 貪昧於諸侯 以逞

其願 漢書匈奴傳贊 昧利不顧 絳傳 苟味權利 顏注

竝曰 昧 貪也 重言之 則曰昧昧矣 昧與沒 古同聲

而通用 故史記趙世家 昧死以聞 趙策作沒死」とあり、

また、楊伯峻『春秋左傳注』に「沒沒猶言昧昧 不明白

糊塗」とある。

⑪將焉用賄 夫令名 德之輿也

⑫德は、令名をまわって始めて、遠くに聞こえる。

⑬德 國家之基也 有基無壞 無亦是務乎 有德則樂 樂

則能久 詩云 樂只君子 邦家之基 有令德也夫

⑭「詩」は、小雅（南山有臺）である。君子は、道を樂

しみ好み、邦家の基となる」と言っているものであり、こ

れがつまり、令徳を成すということである。

⑮上帝臨女 無貳爾心 有令名也夫

⑯「詩」は、大雅（大明）である。武王は、天に照覽さ

れ、二心をいだくことなどしなかった」と言っているの

であり、これがつまり、令名を成すということである。

⑰毛傳に「言無敢懷貳心也」とあり、鄭箋に「臨 視也

女 女武王也」とあるのを参照。

⑱恕思以明德 則令名載而行之 是以遠至邇安 毋寧使人

謂子 子實生我

⑲「無寧（毋寧）」は、寧である。

⑳附隱公十一年の傳文「無寧茲許公復奉其社稷」等の注に、

同文がみえる。なお、その附を参照。

㉑而謂子浚我以生平

㉒「浚」は、取である。我々の財を取って自分を生かして

いる、ということである。

㉓象有齒以焚其身 賄也

㉔「焚」は、斃（たおす）である。

附疏に「服・虔・云 焚・讀・曰・償 償 儻也 爲生齒牙 儻仆其身」とあるのを参照。

團宣子説 乃輕幣 是行也 鄭伯朝晉 爲重幣故 且請伐陳也 鄭伯稽首 宣子辭 子西相 曰 以陳國之介恃大國 而陵虐於敝邑

④「介」は、因である。「大國」とは、楚のことである。

附注の「介 因也」については、僖公七年の傳文「而求介於大國以弱其國」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團寡君是以請罪焉

④（こちらが陳に對して）どんな罪を犯したのか、陳に問いただす、ということである。

附注の「施」は、諸本に従って、「於」に改める。

團敢不稽首

④明年の、鄭が陳に入ったこと、のために傳したのである。

附二十五年に「六月壬子鄭公孫舍之帥師入陳」とある。

團孟孝伯侵齊 晉故也

④前年に、齊が晉を伐ったから、魯は、晉のために、報復として（齊を）侵したのである。

附二十三年に「秋齊侯伐衛 遂伐晉」とある。

團夏楚子爲舟師以伐吳

④「舟師」は、水軍である。

團不爲軍政

④賞罰の等差を設けなかった。

團無功而還

④下の、吳が舒鳩をよびよせたこと、のために本を起こしたのである。

附下の傳文に「吳人爲楚舟師之役故 召舒鳩人」とある。

團齊侯既伐晉而懼 將欲見楚子 楚子使蘧啓彊如齊聘 且請期

④會の期日をたづねたのである。

團齊社 蒐軍實 使客觀之

④社を祭り、それに因んで軍用器具を點檢して、蘧啓彊に見せびらかしたのである。

附宣公十四年の傳文「蒐焉而還」の注に「蒐 簡閱車馬」とある。また、同十二年の傳文「無日不討軍實而申儆之」の注に「軍實 軍器」とある。

團陳文子曰 齊將有寇 吾聞之 兵不戢 必取其族

④「戢」は、藏（しまう）である。「族」は、類である。

「その族を取る」とは、かえって自分を害する、ということである。

附注の「戡 藏也」については、宣公十二年の傳文「載戡干戈」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

注の「族 類也」については、『國語』魯語上「非是族也 不在祀典」の韋注に「族 類也」とあるのを参照。

なお、僖公三十一年の傳文に「鬼神非其族類 不歆其祀」とある。

注の「取其族 還自害也」については、隱公四年の傳文に「夫兵猶火也 弗戢 將自焚也」とある。

傳秋齊侯聞將有晉師

④夷儀の師である。

附下の傳文に「會于夷儀 將以伐齊」とある。

傳使陳無宇從遠啓彊如楚 辭 且乞師

④「晉の師がせめてくるため、會見できない」と辯解したのである。

傳崔杼帥師送之 遂伐莒 侵介根

④「介根」は、莒の邑である。今の城陽の黔陬縣の東北部の計基城がここである。齊は、莒と和平していたのに、出兵ついでに莒を侵したのであり、(つまり)信がなかつたということである。

附『續漢書』郡國志四に「東萊郡(中略)黔陬(中略)有介亭」とあるのを参照。なお、二十三年の傳文に「莒人

行成」とある。

傳會于夷儀 將以伐齊 水 不克

④晉は、諸侯をあつめて、前年に伐たれたことに報復しようとしたのである。

附二十三年に「秋齊侯伐衛 遂伐晉」とある。

傳冬楚子伐鄭以救齊 門于東門 次于棘澤

④齊の無宇が師を乞うたからである。

附上の傳文に「使陳無宇從遠啓彊如楚 辭 且乞師」とある。

傳諸侯還救鄭

④夷儀の諸侯である。

附上の經に「公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯 杞伯小邾子于夷儀」とある。

傳晉侯使張骼輔躒致楚師 求御于鄭

④(適當な)鄭人を獲得して、(鄭人)自身に御者をさせようとしたのであり、(それは、地元の人の方が)地の利を心得ているからである。

傳鄭人卜宛射犬 吉

④「射犬」は、鄭の公孫である。

附下の傳文に「公孫 同乘 兄弟也」とある。

傳子大叔戒之曰 大國之人不可與也

㊦對等になろうとははいけない、ということである。(つまり)卑下させようとしたのである。「大叔」は、游吉である。

㊦二十八年の傳文に「鄭伯使游吉如楚 及漢 楚人還之

曰(中略)子大叔曰」とある。

㊦對曰 無有衆寡 其上一也

㊦自分の上位にいる者に對しては、定まった接し方があり、大國と小國との違いはない、ということである。

㊦疏に「射犬之意言 我與彼俱是大夫 無有國土大小人民衆寡之異 其在我上 彼此一也 其意言 我下鄭卿 亦下晉卿 彼若是卿 我當下之 彼是大夫 我不下之」とある。なお、異說として、楊伯峻『春秋左傳注』に「言國之與國不在兵衆多少 我爲御 自在車左車右之上 各國相同」とある。

㊦大叔曰 不然 部婁無松柏

㊦「部婁」は、小丘であり、「松柏」は、大木である。小國は大國と異なることを喩えたのである。

㊦『說文』に「附 附婁 小土山也(中略)春秋傳曰 附婁無松柏」とあるのを參照。

なお、異說として、疏に「服虔云 喩小國無賢材知勇之人而與大國等也」とある。

㊦二子在幄 坐射犬于外

㊦「二子」とは、張骼と輔躒である。「幄」は、帳(とばり)である。

㊦注の前半については、上の傳文に「晉侯使張骼輔躒致楚師 求御于鄭」とある。

注の後半については、哀公十四年の傳文「子在幄」の注に、同文がみえる。なお、昭公十三年の傳文に「子產以幄幕九張行」とあり、注に「幄幕 軍旅之帳」とある。㊦既食 而後食之 使御廣車而行

㊦「廣車」は、兵車である。

㊦十一年の傳文「廣車、輶車、淳十五乘 甲兵備」の注に「廣車、輶車、皆兵車名」とある。なお、その附を參照。

㊦已皆乘乘車

㊦「乘車」は、安車(坐乗する車)である。

㊦莊公十二年の傳文「以乘車輦其母 一日而至」の注に「乘車 非兵車」とある。なお、異說として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「案曲禮注 安車 坐乘 若今小車也

疏云 古者乘四馬之車 立乘 此臣既老 故乘一馬小車 坐乘也 庾蔚之云 漢世駕一馬而坐乘 漢書田千秋傳

年老 得乘小車入宮殿中 故因號曰車丞相 晉書輿服志 三公九卿以下法出 皆大車立乘 駕駟 他出乘安車

其去位致仕告老 賜安車駟馬 蓋自漢晉以來始有安車

猶以優老爲義 古人則男子無安車 皆立乘也 惟婦人

得坐乘 曲禮云 婦人不立乘 則男子立乘矣 巾車職注

云 婦人皆坐乘 是也 此張輔二子受命致師 既非蒲輪之典 又殊輜駟之義 何乃謬以高車目爲輪駟乎 廣車是

長轂衝陣之車 乘車自其所常乘者耳」とある。

團將及楚師 而後從之乘 皆踞轉而鼓琴

④「轉」は、衣裝（衣服の包み）である。

團按勘記に「杜意謂轉即縛之假借字也 二十五年傳 申鮮

虞以帷縛其妻 縛 直轉反 卽衣裝之義也」とある。な

お、異説として、傳遜『春秋左傳註解辨誤』に「竊謂轉

字從車 與衣裝何與 不知先儒何故而以爲訓 此必軫字

之訛 詩云 小戎儻收 註云 收 軫也 謂車前後兩端

橫木 所以收斂所載者 踞之可以鼓琴 如果衣裝 何可

踞之而琴乎 且下文云 取胄于夔而胄 則夔固爲衣裝矣

又何衣裝之有 讀者毋泥成說而試思之」とある。

團近 不告而馳之

④射犬は、怒っていたから、敵に近づくと、聲もかけずに、

車を疾走させたのである。

團皆取胄於夔而胄 入壘 皆下 搏人以投 收禽挾囚

④「禽」は、獲（とりこ）である。

團弗待而出

④射犬は、今度はまた、二子を待たなかったのである。

團皆超乘 抽弓而射 既免 復踞轉而鼓琴 曰 公孫 同

乘 兄弟也

④同乗すれば、兄弟も同然である、ということである。

團胡再不謀

④聲もかけずに疾走し、待たずに出た、ことをいう。

團傳文の「故」は、按勘記に従って、「胡」に改める。

團對曰 曩者志入而已 今則怯也 皆笑 曰 公孫之亟也

④「亟」は、急である。性急（せっかち）で、我慢するこ

とが出来ない、ということである。

團注の「亟 急也」については、『詩』邶風（北風）「既亟

只且」の毛傳に「亟 急也」とあるのを参照。

注の「受屈」については、『後漢書』黨錮列傳に「彊者

以決勝爲雄 弱者以詐劣受屈」とあるのを参照。

團楚子自棘澤還 使蘧啓彊帥師送陣無宇

④傳は、齊と楚が固く結びついていたことを言っているの

である。

團吳人爲楚舟師之役故

④この年の夏にある。

團上の傳文に「夏楚子爲舟師以伐吳 不爲軍政 無功而還」

とある。

團召舒鳩人 舒鳩人叛楚

㊦「舒鳩」は、楚の屬國である。よびよせて、いっしょに楚を伐とうとしたのである。

㊧楚子師于荒浦

㊨「荒浦」は、舒鳩の地である。

㊩使沈尹壽與師祁犁讓之

㊪二子は、楚の大夫である。

㊫舒鳩子敬逆二子 而告無之 且請受盟 二子復命 王欲伐之 蓮子曰 不可

㊬令尹の蓮子馮である。

㊭二十二年の傳文に「復使蓮子馮爲令尹」とある。

㊮彼告不叛 且請受盟 而又伐之 伐無罪也 姑歸息民 以待其卒

㊯「卒」は、終である（『爾雅』釋詁）。

㊰卒而不貳 吾又何求 若猶叛我 無辭有庸 乃還

㊱（無辭有庸」とは）あちらは辯解が立たなくなり、こ

ちらは戦果がえられる、ということである。明年の、楚が舒鳩を滅した事、のために傳したのである。

㊲注の前半については、僖公二十七年の傳文「車服以庸」

の注に「庸 功也」とある。なお、その例を参照。

注の後半については、二十五年に「楚屈建帥師滅舒鳩」とある。

㊳陳人復討慶氏之黨 鍼宜咎出奔楚

㊴宜咎が（經で）名を稱されているわけを言ったのである。

㊵上の經に「陳鍼宜咎出奔楚」とあり、注に「陳鍼子八世孫 慶氏之黨 書名 惡之也」とある。

㊶齊人城邾

㊷「邾」は、王城である。この時、穀水と雒水とがぶつかつて、王宮をこわした。齊は、晉に叛いたため、天子の機嫌を取ろうとしたから、王のために城いたのである。

㊸宣公三年の傳文に「成王定鼎于邾」である。なお、『國語』周語下に「靈王二十二年 穀洛鬪 將毀王宮」とあ

り、韋注に「穀洛 二水名也 洛在王城之南 穀在王城之北 東入于瀙 鬪者 兩水激 有似於鬪也 至靈王時

穀水盛 出於王宮之西 而南流合於洛水 毀王城西南 將及王宮 故齊人城邾也」とあるのを参照。

㊹穆叔如周 聘且賀城 王嘉其有禮也 賜之大路

㊺「大路」は、天子が賜わる車の摠稱である。昭公四年の、叔孫が、（天子から）賜わった車によって葬られたこと、のために本を張ったのである。

㊻注の前半については、十九年の傳文「六月晉侯請於王 王追賜之大路 使以行禮也」の注に、同文がみえる。な

お、その例を参照。

注の後半については、昭公四年の傳文に「十二月癸丑叔孫不食 乙卯卒（中略）杜洩將以路葬 且盡卿禮」とあり、注に「路 王所賜叔孫車」とある。

⑤ 晉侯嬖程鄭 使佐下軍

⑥ 欒盈に代わったのである。

⑦ 十八年の傳文に「乙酉魏絳欒盈以下軍克郟」とあり、注に「欒黶死 其子盈佐下軍」とある。

⑧ 鄭行人公孫揮如晉聘

⑨ 「揮」は、（下の）子羽である。

⑩ 程鄭問焉 曰 敢問降階何由

⑪ 自分をさげる道（方法）をたづねたのである。

⑫ 下の傳文「乃得其階」の注に「階猶道也」とある。なお、

異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「降階猶降級」とある。

⑬ 子羽不能對 歸以語然明

⑭ 「然明」は、謏蔑である。

⑮ 昭公二十八年の傳文に「昔叔向適鄭 謏蔑惡」とある。

⑯ 然明曰 是將死矣 不然 將亡 貴而知懼 懼而思降

乃得其階

⑰ 「階」は、道（方法）と同じである。

⑱ 昭公二十四年の傳文「誰生厲階」の注に「階 道」とあ

る。

⑲ 下人而已 又何問焉

⑳ 容易にわかる、ということである。

㉑ 且夫既登而求降階者 知人也 不在程鄭 其有亡戮乎

不然 其有惑疾 將死而憂也

㉒ 鄭はもともと小人である、ということである。明年の、

程鄭が卒したこと、のために本を張ったのである。

㉓ 二十五年の傳文に「晉程鄭卒 子産始知然明」とある。

なお、疏に引く何休『左氏膏肓』に「善言者 君子所向

有小人道之 輒爲死徵 是善言不可出口」とある。